

平成27年1月からの

# 短期給付にかかる制度改正について

70歳  
未滿の方へ

## 高額療養費制度の自己負担限度額が変わります

70歳未滿の方の高額療養費の自己負担限度額区分が  
平成27年1月診療分より、3区分から5区分に細分化されます。

高額療養費制度は所得区分に応じて自己負担の上限が定められていますが、平成27年1月1日より、低所得者に配慮しつつ、負担能力に応じた負担となるようにより細分化した設定となりました。

改正前 平成26年12月診療分まで

所得区分	自己負担限度額	認定証適用区分
上位所得者 特別職：給料月額53万円以上 一般職：給料月額42.4万円以上	150,000円+(医療費-500,000円)×1% <多数該当：83,400円>	A
一般所得者	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当：44,400円>	B
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <多数該当：24,600円>	C

改正後 平成27年1月診療分から

所得区分	自己負担限度額	認定証適用区分
特別職：給料月額83万円以上 一般職：給料月額66.4万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数該当：140,100円>	ア
特別職：給料月額53万円以上83万円未滿 一般職：給料月額42.4万円以上66.4万円未滿	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数該当：93,000円>	イ
特別職：給料月額28万円以上53万円未滿 一般職：給料月額22.4万円以上42.4万円未滿	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当：44,400円>	ウ
特別職：給料月額28万円未滿 一般職：給料月額22.4万円未滿	57,600円 <多数該当：44,400円>	エ
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <多数該当：24,600円>	オ

※平成27年1月より高額療養費の自己負担限度額が変わっても、この自己負担額が基礎控除額を超えた場合、超えた額が附加給付として支給されますので、最終的に個人の負担額に変更はありません。

## 限度額適用認定証の取扱いについて

限度額適用認定証の適用区分は、平成27年1月1日より上記の適用区分に変更になります。現在発行の認定証の有効期限は、平成26年12月31日までとなっていますので、平成27年1月以降も引き続き交付を希望される方は、発行済の限度額適用認定証を添付して、再度「限度額適用認定申請書」をご提出願います。



## 産科医療補償制度に係る掛金引下げに伴う出産費の変更について

産科医療補償制度に係る掛金が3万円から1万6千円に引下げられることに伴い、出産費の額が次のとおり変更となりますが、支給総額の変更はありません。

改正前 390,000円 + 30,000円 (産科医療補償制度掛金相当分) = 420,000円

改正後 404,000円 + 16,000円 (産科医療補償制度掛金相当分) = 420,000円